

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県教育委員会は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鹿児島県教育委員会

公表日

令和7年7月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)
②事務の概要	特別支援学校等への就学の特殊事情に鑑み、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等に対し保護者の経済的負担能力に応じて就学に必要な経費の援助を行い、特別支援教育の振興を図る。 鹿児島県特別支援教育就学奨励費支給要綱(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)に従い、保護者等の所得状況や住民票情報から収入額・需要額の算定を行うとともに、保護者の経済的負担能力(支弁区分)を決定する。
③システムの名称	特別支援教育就学奨励費事務支援システム、統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第九条第二項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一 二の項三号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則第三条第九項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく 特定個人情報の提供に関する規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一 二の項三号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育庁特別支援教育課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-5553
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育庁特別支援教育課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-5553

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない（入手） [☐]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者全員に「特定個人情報の適正な取扱いに関する研修」を受講(オンライン)してもらい、やむを得ず受講できなかった者には再受講の機会を付与したり、資料を送付するなどの必要な措置を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	特別支援教育就学奨励費事務支援システム	特別支援教育就学奨励費事務支援システム、統合宛名管理システム、中間サーバー	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成28年5月25日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	番号法第九条第二項 行政手続における特定の個人を識別するための	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成28年5月25日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号	番号法第十九条第七号 別表第二 第二十六の項及び第八十七の項	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成28年5月25日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－①	鹿児島県教育庁義務教育課	教育庁義務教育課	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成28年5月25日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②	義務教育課長 金城 太一	義務教育課長 菊地 史晃	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成28年5月25日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	鹿児島県教育庁義務教育課	教育庁義務教育課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成28年5月25日	I 関連情報－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに關す	099-286-5285	教育庁義務教育課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成28年5月25日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成28年5月25日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成27年11月9日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成28年8月9日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情	番号法第十九条第七号 別表第二 第二十六の項及び第八十七の項	番号法第十九条第八号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関	事後	軽微な修正
平成29年5月22日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情	番号法第十九条第八号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関	番号法第十九条第八号 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成29年5月22日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成29年5月22日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成30年5月11日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	番号法第九条第二項 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第九条第二項 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成30年5月11日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所	義務教育課長 菊地 史晃	義務教育課長 山本 悟	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成30年5月11日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成30年5月11日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月27日	I 関連情報－5. 評価実施期間における担当部署－②所	義務教育課長 山本 悟	義務教育課長	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月27日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月27日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）